



ぽっぽ屋



輸送サービス労組 東京支部

2023.7.4
No. 108

「不当労働行為」

最近よく聞いたり見たりするけど・・・何それ！



八王子駅パンフ配布事件や脱退パワハラ個人訴訟事件など組合新聞や掲示板でよく目にする「不当労働行為」という言葉。当たり前に使われていますが「不当労働行為」とはどのようなことなのでしょう？

不当労働行為（労組法第7条）

使用者（会社）が行う労働者の**団結権**を侵害する行為であり、労働組合法において禁止されている。

団結権（日本国憲法第28条）

労働者が労働条件の維持・改善を図ることを主たる目的として労働組合（**団結体**）を結成・運営することを保障する権利



つまり**団結権**（労働組合の結成や運営）は日本の法律の労働組合法に守られており、労働組合法に書かれている**不当労働行為**を行ったらそれに該当します。

労働組合法に書かれている不当労働行為とは？

① 組合員であることを理由とする解雇またはその他不利益扱い

例・・・勤務時間外に職場の更衣室内で労働組合のチラシを配って「職場規律を乱した」という理由で処分が出された。

② 正当な理由のない団体交渉の拒否

例・・・団体交渉の申し入れを行ったにもかかわらず理由なき理由で先延ばし続けた

③ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助

例・・・現場の管理者が脱退したら試験を受からせるぞと持ち掛ける

④ 労働委員会への申し立て等を理由とする不利益扱い

例・・・不当労働行為事件の審査において、組合側の証人に対し「今年試験だよな」と圧力をかける

身近なところで発生しています。

不安や疑問を感じたら**相談**しよう！